

## 非違行為の種類と処分等について

### 1 現状

青森県教育委員会では職員の非違行為の根絶について、機会あるごとに各種研修や通知により各教育委員会、学校長等へ指導を要請してきましたが、小中県立学校を合わせた令和元年度の懲戒処分の件数は前年度と比較して減少したものの、わいせつや飲酒運転などの重大な非違行為が発生しました。

### 2 基本的な心構え

公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務していることから、一般県民以上に厳しい高度の行為規範が要求されており、全力を挙げてその職責の遂行に努める必要があります。

#### 【地方公務員の服務に係る関係法令等】

- 地方公務員法 第30条・・・服務の根本基準
- 〃    第32条・・・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 〃    第33条・・・信用失墜行為の禁止
- 〃    第34条・・・秘密を守る義務
- 〃    第35条・・・職務に専念する義務

### 3 懲戒処分等の種類

#### (1) 懲戒処分

- ① 免職・・・公務員としての身分を剥奪する行為
- ② 停職・・・一定の期間職務に従事させない処分
- ③ 減給・・・一定の期間給料を減額して支給する処分
- ④ 戒告・・・規律違反の責任を確認し、将来を戒める処分

#### (2) 服務上の措置（訓告）

訓告・・・懲戒処分と異なる措置として、職員に行う注意喚起

- ・文書訓告
- ・口頭訓告（嚴重注意）

### 4 非違行為の種類と処分（抜粋）

#### (1) 個人情報の漏えい

個人情報とは、個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他記述により、個人を特定することができるものをいいます。

個人情報の収集の制限、利用及び提供の制限、適正管理、職員の義務等については、各市町村の条例で規定されています。

◇懲戒処分の標準例（平成27年4月2日 青森県教育委員会決定（以下同じ））

区分	標準処分例
その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書等を収集した職員	減給又は戒告
過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告

その他、民事、刑事上の責任を負う場合があります。

## （2）公金等の不正経理

不正経理とは、授業料等の公金及び学校徴収金等の私費を横領、窃取等の他、自己保管中の流用等不適正な処理をいいます。

公金は、法令、規則等に基づき厳正に取り扱う必要があります。

また、修学旅行積立金、教材費などの学校徴収金についても、児童生徒のために学校が保護者から預かった金銭であるとともに、公共性・公益性を有していることを十分理解し、その会計処理は、公金に準じた厳正な取り扱いが必要となります。

◇懲戒処分の標準例

区分	標準処分例
公金、県若しくは市町村の財産又は学校徴収金（以下「公金等」という。）を横領した職員	免職
公金等を窃取した職員	免職
人を欺いて公金等を交付させた職員	免職
公金等を紛失した職員	戒告
重大な過失により公金等の盗難に遭った職員	戒告
自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした職員	減給又は戒告

その他、刑事上の責任を負う場合があります。

## （3）交通事故・違反

交通違反は、車を運転する者が法を犯す行為であり、法を遵守すべき公務員としてふさわしくないことは言うまでもありません。

また、交通事故は、ちょっとした不注意やふとした気のゆるみから発生することがありますが、その状況によっては、全体の奉仕者としてふさわしくないとして処分を受けることがあります。

◇懲戒処分の標準例

区分	標準処分例
重大な義務違反（最高速度より30km/時（高速道路は40km/時）以上の速度超過・無免許運転・過労運転等をいう。以下同じ。）により、人を死亡させた職員	免職

重大な義務違反により、人に重傷又は軽傷を負わせ、若しくは物損事故を起こした職員	免職、停職又は減給
重大な義務違反のみである職員	停職、減給、戒告
義務違反(重大な義務違反以外の自動車運転中における交通法規違反をいう。以下同じ。)により、人を死亡させた職員	免職、停職又は減給
義務違反により、人に重傷を負わせた職員	停職、減給又は戒告

その他、民事、刑事上の責任や行政処分を負う場合があります。

#### (4) 飲酒運転

酒酔い運転及び酒気帯び運転を合わせて飲酒運転といいます。

飲酒運転をはじめとする悪質な交通違反に厳しい目が向けられている中、平成14年6月には、道路交通法及び道路交通法施行例が改正され、酒気帯び運転等の悪質・危険な違反に対する罰則等が引き上げられたことを踏まえ、県教育委員会では、平成15年4月から飲酒運転等に対し、懲戒免職を含む厳正な処分を行うこととしています。

#### ◇懲戒処分の標準例

区分	標準処分例
飲酒運転をした職員	免職
飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らながら当該職員が運転する車両に同乗した職員	免職、停職、減給又は戒告

その他、民事、刑事上の責任や行政処分を負う場合があります。

#### 5 懲戒処分による給与等の影響について

懲戒処分は、昇給、期末・勤勉手当、退職手当のすべてに影響します。

免職の場合は、退職手当は支給されません。また、共済年金の支給額にも影響を及ぼします。

平成27年5月1日に懲戒処分を受けた場合、定年で退職するまでの損失額(試算)は、以下のとおりとなります。

(これは、大まかな影響額を平成27年4月1日時点の給与額等で試算したものであり、現在の給与額等による影響額とは異なります。)

#### ◇試算例

高等学校教諭 30歳 教育職給料表(一) 2-33 (平成27年4月1日発令)

算定基礎			
給与月額	264,900円	平成27年6月の期末・勤勉手当	
教職調整額	10,596円	期末	331,345円
義特手当	3,700円	勤勉	199,734円(成績率72.5)
扶養手当	6,500円	平成27年12月の期末・勤勉手当	
		期末	373,644円
		勤勉	199,734円(成績率72.5)

○平成27年5月に戒告処分を受けた場合

退職までの30年間で 1,322,292円の損失

①6月の勤勉手当

成績率の差額 64,741円

②毎月の給与

通常であれば、平成28年4月1日に4号昇給するところが2号昇給となる  
(退職まで給与月額、教職調整額、義特手当に反映される)

差額 1,257,551円

○平成27年5月に減給(10分の1)1か月の処分を受けた場合

退職までの30年間で 2,662,342円の損失

①5月の給与の減給分(10分の1) 27,549円

②6月の勤勉手当

成績率の差額 90,914円

③毎月の給与

通常であれば、平成28年4月1日に4号昇給するところが1回昇給しない  
(退職まで給与月額、教職調整額、義特手当に反映される)

差額 2,543,879円

○平成27年5月に停職1か月の処分を受けた場合

退職までの30年間で 3,360,654円の損失

①5月の給与の減給分(10分の1) 285,696円

②6月の期末手当

基準日に停職中のため支給されない額 331,345円

③6月の勤勉手当

基準日に停職中のため支給されない額 199,734円

④毎月の給与

通常であれば、平成28年4月1日に4号昇給するところが1回昇給しない  
(退職まで給与月額、教職調整額、義特手当に反映される)

差額 2,543,879円

○平成27年5月に懲戒免職の処分を受けた場合

退職までの30年間勤務したとして失った給与等

①30年間の給与等 約1億8,790万円の損失

②勤務年数38年間とした退職手当 約2,276万円の損失